

－令和8年9月1日施行（改正道路交通法施行令）－

生活道路 30 km/h へ引き下げ ～合同街頭啓発の実施について～



交通事故が発生した場合、自動車の速度が 30km/h を超えると歩行者への危険性がより高まることなどから、道路交通法施行令が改正され、生活道路における法定速度が 60 km/h から 30 km/h に引き下げられます。

1 対象となる道路

主に地域住民の日常生活に利用されるような、センターラインや中央分離帯等がなく、標識等で最高速度が指定されていない道路となります。

2 施行日

令和8年9月1日（火）

3 合同街頭啓発の実施

生活道路における速度規制の見直しについて市民の皆様呼びかけ、交通安全に対する意識の向上と安全運転の徹底を図るため、豊橋警察署などと合同で街頭啓発を実施します。

日 時：令和8年9月1日（火）
午前7時30分～午前8時10分（通勤通学時間帯）

場 所：弥生町字東豊和17番地先（裏面地図参照）
※外側線を引く等の速度抑制対策済み

参 加 者：市長、地元自治会、豊橋警察署員、市職員
※参加者は20人程度を予定

啓発方法：生活道路の法定速度について啓発するのぼり旗や、ハンドプレートを持って道路沿いに立ち、通行車両に向けて啓発を行います。

<問合先> 啓発全般について… 市民協創部安全生活課 主幹 松井晴一（0532-51-2554）
速度抑制対策について… 建設部道路維持課 課長補佐 後藤佳充（0532-51-2632）

(地図) 弥生町字東豊和 17 番地先



※駐車場は地図中の「P」となります。

CHECK



▶現地の様子(速度抑制対策済み)

- 荒天の場合は中止とします。
- 実施についての当日（9/1）のお問い合わせは、6：30～6：45 の間に安全生活課（0532-51-2554）までお願いいたします。